

工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る

「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について

平成 25 年 4 月 4 日

商務流通保安グループ

電力安全課

1. 目的

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 48 条の規定に基づく工事計画の届出等並びに同法及び環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の規定に基づく環境影響評価（以下「環境アセスメント」という。）においては、発電所の設置又は変更の工事という単位でその要否を判断し、その対象範囲については政省令において主に発電所の出力のしきい値を設けることで定められている。

近年、発電事業への新規参入者の増加や再生可能エネルギー発電設備の普及などの状況変化によって、様々な設置形態がとられるようになってきたことから、同一発電所に該当するか否かの判断が難しい事例が散見される。また、同一発電所であっても、工事時期の違いなどによって、同一工事に該当するか否かの判断が難しい場合もある。

こうした事情を踏まえ、工事計画届出等の手続きが適正に行われるよう、同一発電所に該当するか否かの判断の目安及び同一工事に該当するか否かの判断の目安を示す。

2. 同一発電所について

（1）発電所の定義について

発電所の定義については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条第 3 号に定義があり、「発電機等を施設して電気を発生させる所」をいうこととしているが、同省令の解説においては「発電機及び原動機、燃料電池、太陽電池、変圧器等の電気設備が施設されている場所、すなわち発電所建物のある構内を指す用語である」としている。

さらに同解説においては、「構内とは、さく、へい等によって区切られ、ある程度以上の大きさを有する地域で、施設関係者以外のものが自由に出入りで

きないところ、又はこれに準ずるところ（例えば庭のない建造物の内部）をいう。」としている。この構内の解釈については、「電気事業法の解説（2005年版）」もほぼ同様の解釈である。また、経済産業省が示した「太陽電池発電設備の取扱いについて」（平成24年2月）においては、構内とは電気保安上の区域の区分名称としてとらえ、「一般人が自由に立ち入ることがないように何らかの方法で管理されている区域」を示しており、「柵、塀、堀等」というのはあくまで例示であると考えると整理している。

以上から、発電所とは、「一般人が自由に立ち入ることがないように何らかの方法で管理されている区域であって、発電設備等が設置されているもの」をいう。また、その際、さく、へい等は、あくまで施設関係者以外が自由に出入りできないようにする目的で施設されているものでなければならない。

しかしながら、特に風力発電所などについては、一定間隔で複数の発電設備が設置され、発電設備間の場所に一般人が立ち入ることができないとは限らない設置形態が見られる。また、太陽電池発電所等について、工事計画届出等を逃れる意図で、公共の安全の確保上必要ではないのに設備間をさく、へい等で区切ったり、あえて私道を設けようとする事例も確認されている。

こうした事例が増加してきたこともあり、上記の発電所の定義では不十分であると考えられることから、今後は以下に示す目安に基づき、同一発電所か否かの判断を行うこととする。

（2）同一発電所の判断の目安

以下の目安に基づいて判断することとする。

① 同一構内又は設備の近接性

複数の発電機が一般人が自由に立ち入ることがないように何らかの方法で管理されている同一区域内にあるかどうかを目安とする。

その際、本来同一であると考えられる区域（公道や河川などの地理的状況や第三者により実体上管理されており明確に区分される区域を除く。）において、公共の安全の確保上必要ではないのに、設備間をさく、へい等で区切ったり、あえて私道を設けようとする場合などは、同一構内と扱う。

また、水力発電や風力発電など、設置形態上、同一構内か否かの判断ができないものについては、設備の近接性を目安とする。

② 管理の一体性

法的な設置者や事実上の管理主体が同一であるなど、管理が同一者によるものであるかどうかを目安とする。

③ 設備の結合性

水力発電や風力発電については、複数の発電設備が同一の変圧器、開閉所、送配電線などを共有しているかどうか目安とする。

(太陽電池発電や火力発電などについては、設備の結合性は上記①及び②の判断を補完するものとして考慮する。)

3. 同一工事の判断の目安について

工事計画届出等又は環境アセスメントの単位は「工事」であることから、同一発電所に該当する場合であって、同一工事に該当する場合は、これらの手続きが必要である。

同一工事に該当するか否かの判断の目安としては、工事に連続性が認められる(たとえば、工事期間が重複若しくは連続している、又は比較的短期間に行われている)か否かであると考えられる。ただし、計画当初から予定されていたものでないと認められる場合は、同一工事には該当しない場合もある。

4. 照会先

設置場所の状況等によって設置形態や工事形態が多様であるため、以上はあくまでも目安であり、個別事例については、具体的な状況や経緯を踏まえて判断をする必要があるため、事業者において判断に悩む場合は、所轄の産業保安監督部等又は経済産業省電力安全課に問い合わせることが望ましい。